

「ときめきウィークエンド事業」「市民広場DEわくわく事業」実施要綱

1 事業内容

青少年などの活動・発表の場として市民センターの「大ホール」「市民広場」を活用したイベント・発表会等の企画を募集するもの。休日の生涯学習、余暇活動の機会を提供し、にぎわいの創出につなげることを目的とする。

2 募集日時

- ・「ときめきウィークエンド事業」→「大ホール」利用とし毎月第4土曜日（原則）
- ・「市民広場DEわくわく事業」→「市民広場」利用とし令和7年5月より週末

3 事業を実施する施設

市民センターが管理・運営する「大ホール」または「市民広場」とするが、施設の空き状況及び館長の判断により、その他の施設等を貸し出すことも可能とする。

4 募集内容

- ・小中高大学等の特設音楽部（マーチングバンド等も含む）、部活動、サークル等による音楽等活動発表
- ・市内一般サークルの活動発表会（音楽、演劇、ダンス・・・）
- ・地域団体や商店街・企業などが連携し、にぎわいイベントや子ども祭りの開催

5 募集団体

- ・参加企画を希望する市内小中高大学に所属する団体
- ・市内一般サークルや団体、育成会町内会学校等

6 募集の留意点

- ・入場料無料で、誰でも参加・見学できるオープンな催しとする
- ・個人利用ではなく、団体が行うイベントや発表会等とする
- ・準備、片付け等は、原則出演団体で責任をもって行う
- ・この要綱に定めのない事項が生じた場合は、館内において協議を行い柔軟に対応する

7 事業申請書の提出

- ・事業の実施を希望する団体は、事業実施日の20日前までに、中央学習センターと事前相談の上、事業を企画・立案・実施するものとする。
- ・事前相談終了後、事業の実施を希望する団体は、申請書（様式1）を中央学習センターに提出する。

8 事業実施の決定

中央学習センターは、申請書の内容を審査し、事業の支援又は却下を決定したときは、館長名にて決定通知書（様式2）により申請団体に対し通知する。

9 事業実施報告書の提出について

事業を実施した団体は、事業実施後14日以内に、実施報告書（様式3）を提出するものとする。

附 則 この要綱は、令和 7年 5月 1日から施行する。